(2)　旧国会職員法第一五条の二第二項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち内閣官房令で定める国会職員　六〇歳を超え六四歳を超えない範囲内で内閣官房令で定める年齢

(二)　当分の間、第五条第一項の規定は、二五年以上の期間勤続した国会職員であって、六〇歳（(一)の(1)及び(2)に掲げる国会職員にあっては、(一)の(1)及び(2)の年齢）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年のない職を退職した者等を除く。）に対する退職手当の基本額について準用することとした。（附則第一三項関係）

(三)　(一)及び(二)は、旧国会職員法第一五条の二第二項第一号に掲げる国会職員に相当する国会職員として内閣官房令で定める国会職員等が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しないこととした。（附則第一四項関係）

2　定年の引上げに伴う給与に関する特例措置の適用を受ける国会職員に係る退職手当の基本額に係る特例

一の6による定年の引上げに伴う給与に関する特例措置による職員の俸給月額の改定は、俸給月額の減額改定に該当しないものとした。（附則第一五項関係）

3　応募認定退職等による定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例

当分の間、応募認定退職等による定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例については、原則として六〇歳と退職年齢との差の年数に応じた俸給月額の割増率とすることとした。（附則第一六項関係）

三　附則関係

1　実施のための準備等

(一)　一による改正後の国会職員法（以下「新国会職員法」という。）の規定による国会職員（事務総長及び常任委員会専門員等、法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員を除く。(二)において同じ。）の任用、分限その他の人事行政に関する制度の円滑な実施を確保するため、各本属長は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとした。（附則第二条第一項関係）

(二)　各本属長は、施行日の前日までの間に、施行日から令和六年三月三一日までの間に年齢六〇年に達する国会職員（当該国会職員が占める職に係る旧国会職員法第一五条の二第二項に規定する定年が年齢六〇年である国会職員に限る。）に対し、一の9の例により、当該国会職員が年齢六〇年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとした。（附則第二条第二項関係）

2　経過措置

(一)　各本属長は、施行日前に旧国会職員法第一五条の二第一項の規定により退職した者等のうち、年齢六五年に達する日以後における最初の三月三一日（以下「年齢六五年到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職（指定職を除く。）に係る同条第二項に規定する定年に達している者等を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができることとした。（附則第四条関係）

(二)　各本属長は、新国会職員法第四条の二第三項の規定にかかわらず、施行日前に旧国会職員法第一五条の二第一項の規定により退職した者等のうち、年齢六五年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧国会職員法定年相当年齢（短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における同条第二項に規定する定年をいう。）に達している者等を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができることとした。（附則第五条関係）

3　その他、この法律の施行に伴い必要となる経過措置等について定め、関係法律の規定について整備することとした。（附則第三条及び第六条～第一一条関係）

4　施行期日

この法律は、令和五年四月一日から施行することとした。ただし、1は公布の日から施行することとしたほか、必要な施行期日を定めることとした。

---

**◇地方公務員法の一部を改正する法律**（法律第六三号）（総務省）

1　定年前再任用短時間勤務職員の任用（第二二条の四、第二二条の五及び第二九条関係）

(一)　任命権者は、当該任命権者の属する地方公共団体の条例年齢以上退職者（条例で定める年齢に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員等が退職する場合を除く。）をした者をいう。以下同じ。）を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることとした。ただし、条例年齢以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第二八条の六第一項に規定する定年退職日をいう。以下同じ。）を経過した者であるときは、この限りでないこととした。

(二)　(一)の条例で定める年齢は、国の職員につき定められている国家公務員法第六〇条の二第一項に規定する年齢を基準として定めるものとした。

(三)　(一)により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとすることとした。

(四)　任命権者は、条例年齢以上退職者のうちその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない職員以外の職員を当該短時間勤務の職に昇任し、降任し、又は転任することができないこととした。

(五)　任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員を、常時勤務を要する職に昇任し、降任し、又は転任することができないこととした。

(六)　(一)による採用については、条件付採用の規定は、適用しないこととした。

(七)　地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者は、(一)の本文によるほか、当該地方公共団体の組合の条例年齢以上退職者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることとした。

(八)　地方公共団体の組合の任命権者は、(一)の本文によるほか、当該地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の条例年齢以上退職者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の地方公共団体の組合の規則（競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体の組合においては、公平委員会規則）で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることとした。

(九)　(七)及び(八)の場合においては、(一)のただし書及び(三)から(六)までを準用することとした。

(一〇)　定年前再任用短時間勤務職員（(一)により採用された職員に限る。以下同じ。）が、条例年齢以上退職者となった日までの引き続く職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は(一)によりかつて採用されて定年前再任用短時間勤務職員として在職していた期間中にこの法律若しくは第五七条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合等においても、懲戒処分を行うことができることとした。